本件控訴を棄却する。

控訴人の当審における新たな請求を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

控訴人は、「原判決を取消す。被控訴人は控訴人に対し金八百六十五円を支払うべし。被控訴人は控訴人に対し国民義務教育図書代金五千八百三十六円の徴収行為をしてはならない。訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴人訴訟代理人は、控訴棄却の判決を求めた。

被控訴人訴訟代理人は、証拠として乙第一ないし第十号証を提出し、控訴人は右 乙号各証の成立を認めると述べた。

理由

控訴人の本訴請求は、公立学校における義務教育用教科書の代金は憲法第二十六条第二項の解釈としてすべて国において負担すべきであり、児童生徒の保護者の負担支出すべきものでないとの見解に基くものであるから、まずこの点の主張について判断する。

右のとおりであるから、控訴人の前記見解は採用しがたいところであり、しかも、控訴人においてすでに支出し又は将来必要とするその主張の教科書代金についてこれを国の負担とした成法上の定めは現在のところ存在しないから、義務教育用

教科書の代金は国が負担すべきものであることを前提とする控訴人の本訴請求は、 その他の点に対する判断をするまでもなく失当としなければならない。 控訴人は当審において、原審における請求の趣旨中金八百六十五円の支払を求め

る部分のみ請求を維持し、その余の請求を撤回するとともに新たに不作為の請求を付加しているから、右金員支払請求に係る部分については本件控訴を棄却すべく、 当審における新たな請求はこれを棄却すべきものとし、控訴費用の負担につき民事訴訟法第九十五条、第八十九条を適用して主文のとおり判決する。 (裁判長判事 小沢文雄 判事 中田秀慧 判事 賀集唱)